

年・スポーツ省の発行する資格によって、受け入れ能力が認可されれば、全く職業教育を受ける義務はない。

1) 集合的機関

幼稚園は受け入れ機関のトップにあり、1998年の入学者で250万人である。2歳では幼稚園に通う乳幼児は34.7%であるが、3歳では99.5%4歳及び5歳では全員が通う。幼稚園の組織及び運営がこうした年齢による差を説明する。すなわち、初等学校について規定した1990年9月6日のデクレは、「その入学時点において2歳に達した幼児は、定員の空き状況を限度として幼稚園に入学することを許可され」、「3歳未満の幼児の受け入れは、社会的条件の不利な環境（都会であろうと農村であろうと、優先教育区域であろうと）に位置する学校に優先的に入学を許可される」。こうした条項はより若年の幼児の教育を受ける権利を制限している。早期教育への関心が一般に普及した70年代において幼稚園の数は著しく増大した。幼稚園への要求はとりわけ都市部で大きく、女性の労働参加の増加によって促された。この受け入れ手法はそれほど裕福でない家庭の子供にとっての社会統合の主たる手段であり、そのために、優先教育区画において2歳児の受け入れが支持された。しかし少子化のために、受け入れ条件の改善が見られた。この施設は文部省の管轄に属するが、一部の施設運営は市町村により保証されている。

その他の集合的受け入れ施設も多くあり、託児所 *creches* とパートタイム託児所 *haltes-garderies* の二つのタイプが区別される。託児所は、両親の勤務中、2ヶ月から3歳までの乳幼児を受け入れる。界限の託児所 *creches de quartier* とも呼ばれる、伝統的な集合的託児所は市町村や県議会、家族手当金庫、稀にはあるがNPOにより運営される。これは、60人を限度とした、運営費用の高い（1997年で、1人、1日あたり335フラン）施設である。こうした高い投資を可能とするために、このタイプの施設の73%が地方自治体（市町村62%、県11%）により組織されている。

家族的託児所はもう一つのタイプであり、乳幼児は保母 *assistante maternelle* の下に預けられる。運営は、保母が乳幼児を半日程度受け入れることにより行われる。保母の自宅で行われるために運営費用はそれほどかからない（1997年で、1人、1日あたり272フラン）。両親託児所は16人に制限されているため、小規模であり、親からなるNPOにより運営され、親による保育へのボランティア参加が見られる。専門知識を持った責任者が必要となるが、運営費用は安価である（216フラン）。

パートタイム託児所はよりフレキシブルな設備であり、0歳から6歳までを受け入れる。45%は市町村により、41%は親のNPO、会社の運営委員会により運営される。この受け入れ形態は、固定施設を必要とし、重大な運営費用を必要とする。家族手当金庫により資金援助された市町村が財政支援する場合が多い。

その他にも、限られた時間制の施設が二つほどあるが、2-5歳児に限られる。レジャーセンターと課外保育であり学校がしまっているときに利用される。

2) 個人的解決法

それほど数は多くないが、個人的タイプの保育機関には主として二つある。保母 *assistante maternelle* や、第三者による自宅保育 *garde a domicile* である。さらに、その他にも、両親などの家族の協力による解決法もあろう。

保母は、報酬を受けて、保母の自宅で子供を受け入れることについて、県議会議長により認可された人である。この形式は、家族的託児所の運営と一致するが、唯一の違いは保母が直接親により雇用されていることである。保育時間は交渉の余地があり、また子供の兄弟もいっしょに見てもらえるということで、家族にとってよりフレキシブルな運用が可能である。また、子供が学校に行き始めたら、その学校の送り迎えを頼むこともできる。さらに、家族はかなりの助成を受けるので金銭の上でも魅力的である。保母の報酬額は両親により決められるが、法律は、最低賃金 *SMIC* を基礎に、1日、子供一人につき 2.25 時間に設定された最低額を規定している。

第三者による自宅保育は別の解決法である。子供は自分の家にとどまることができる。両親により雇用される人は、特別の認可の必要もなく、特別の教育も受けていない。その活動は労働契約により決められ、その職業的地位は労働規則により管理される。国の助成にもかかわらず、この形式は家族にとってもっとも費用がかかる。

70年代に、国は保母 *assistante maternelle* の地位の向上に努めた。というのも、当時国は未登録の乳母 *nourrices* の増大に直面していたからである。職業的に承認すること、被雇用者としての権利を付与することで、この仕事を魅力的にしなければならなかった。こうして 1977 年には乳母は正式に保母となり、この仕事を行うには認可を受けなければならなくなった。その代償として、彼女等は特別の地位を得、広い社会保障の適用を受ける。認可は、その人の教育上の能力、住居や衛生の条件に照らして、母子保護局により発行される。親子関係にない乳幼児を受け入れたいと望むすべての人に、この認可が義務付けられている。認可がない場合、乳母は禁固刑、罰金などの処罰を受ける。1992 年には受け入れの質と保母の労働条件の改善のための法律が制定されている。その上、認可の 5 年後には、県により組織される 60 時間の研修が義務付けられている。この保育様式への政策上の支援は、家族への一連の財政支援により行われる (*AFEAMA*、税金控除)。しかし無認可乳母の問題は完全に解決されたわけではない。

表：保育機関の管理主体と財政支援

受け入れ機関	集合的託児所	家族的託児所	親託児所	パート託児所
管理者(全機関に占める割合)				
・ 県	10.66	0.9	-	-
・ 市町村	62.57	82.8	-	44.6
・ 公的部門	4.90	1.0	-	8.8
・ 私的部門	0.4	-	-	-
・ NPO	19.44	13.8	100	41.4
・ その他	2.03	1.5	-	5.2
財政支援(費用に占める割合)				
・ 家族	25.61	29.67	39.57	21
・ CAF サービス	22.16	22.56	25.48	10
・ CAF 補助金	1.08	2.10	1.99	12
・ 県	11.43	5.65	1.55	2
・ 市町村	33.42	37.19	12.22	50
・ その他	6.30	2.83	19.19	5

Source:CAF

(2) 保育設備の発展

0-5歳乳幼児の受け入れを支えるため、国は受入数の増大に取り組んできた。家族手当全国金庫は、国の社会領域の政策と協力して、地方自治体やその他のパートナーに対して保育機関を増大させることを促すために、積極的に活動している。こうした目的を達成するために、全国金庫は、「託児所契約」と「乳幼児契約」という二つの特別な随伴措置を行っている。両者は当初は受け入れ施設の数の増大を目的としていたが、保育の質の改善にも取り組んでいる。受け入れ施設の設置と運営に関連する費用の一部を負担することで、こうした措置はインセンティブをもたらす。

1981年以降、家族手当全国金庫によりなされた活動は、社会領域におけるプログラム化を進めてきた。とりわけ地方自治体などのパートナーの取り組みが、契約的行動により新たに見られることになった。受け入れ施設の開発に取り組もうとする市町村は、その成果を義務付けられる。国の財政支援は必然的に契約の締結によりなされるが、この契約の中に地方の側の取り組み事項が明記される。こうした定式化のおかげで、家族手当全国金庫は、財政支援方式を変化させてきた。全国金庫は、サービス給付という自動的な参加から、契約化された参加に移行したのである。こうした手法は、地方自治体の責任を明確にし、地方にイニシアチブを与えることを目的とする。これはあらゆるレベルのパートナーを巻き込み、すべての住民を対象とした施設の改善を促す。

農業社会共済MSAやFASその他のパートナーも、全国レベルでの基本方針に基づいて、

その介入領域において補足的なプロジェクトを刺激することで、全国家族手当金庫の活動と連携する。

(3) 契約を通じた政策

地方分権化により、社会領域において、県の金庫の自律性が高まり、地方自治体も同時に権限を拡大させている。全国家族手当全国金庫は1983年に「託児所契約」を制定したが、これは0-3歳児の集会的施設の収容可能数を増大することを目的としている。1988年には、これは0-5歳の保育手法全体に関わる、広範な対象を持った「乳幼児契約」により引き継がれる。

表：託児所契約と乳幼児契約

市町村人口規模	契約した市町村数	契約市町村全体に占める割合(%)	市町村全体に占める割合%
託児所契約(1983-90年の契約 257)			
・ <1,000	11	4.3	0.04
・ 1,000-5,000	76	29.6	1.23
・ 5,000-10,000	71	27.6	8.69
・ 10,000-20,000	60	23.3	14.29
・ 20,000-50,000	25	9.8	8.77
・ 50,000-100,000	7	2.7	10.29
・ >100,000	7	2.7	19.44
乳幼児契約(1988-97年の契約 3,967)			
・ <10,000	3,418	86.2	10
・ 10,000-20,000	260	6.6	63
・ 20,000-50,000	200	5.0	70
・ 50,000-100,000	56	1.4	82
・ >100,000	33	0.8	92

Source, CNAF

「託児所契約」は託児所の開発の努力を支援することを目的とするが、地方自治体の財政にとって代わることはない。この契約は市町村の強い取り組みを基礎に、5年間についてなされる。契約の終了時において、市町村は、両親が働いている3歳未満の乳幼児の保育ニーズの40%を満たし、50%以上の開設場所数の増加を保証しなければならない。家族手当金庫は取り組みの履行をフォローすることを任務としている。こうした努力は金庫により財政的に支援され、サービス給付額が増額され、原価の30%から50%に増額される。こうした増額は、契約前に存在する場所に対し徐々に適用されてきた。1984年から1990年までに257の契約がなされたが、未だ目標に達していない。当該地帯について平均84%の場所の増加に取り組んだことになる。主として支援は集会的託児所及び家族的託児所についてなされた。契約の多くは、住民1000人から一万人程度の市町村(57.2%)である。逆に、1000人未満の市町村は、その財政の限界のためにあまり契約数は多くない。大都市

の契約数も少ないが、10万人以上の市町村の20%が契約している。全体で、契約数全体は2万1575の追加的な場所の設置を、また既存のものについては2万5541の設置場所の増加をもたらした。別の側面では、サービスの量的改善ももたらした。例えば、家族が必要としている時間帯への開設時間の調節、地域の関連機関の協力などが見られた。しかし、集合的託児所タイプに集中することで多くの市町村にとっては効果はあまりなかった。

1988年には「乳幼児契約」が行動領域を拡大させることになった。それは全般的で、地域レベルで調整された社会政策を促進することを目的としていたからである。その契約期間は3~5年で、更新であり、それは、市町村と金庫の相互の取り組みを伴う契約形態である。それは集合的機関や私的保育手法のあらゆる受け入れ形態を対象にしている。研修や情報提供なども契約に含めることもできる。この新しい措置は、市町村に対して、受け入れ場所の量的、質的發展を可能にさせる。家族手当全国金庫により定義された優先度合いにしたがってサービスの改善に取り組むこともできる。この契約は、地区ないし市町村にうまく統合された施設の設置場所を選定することを可能とし、障害のある児童の受け入れを考慮し、母子・父子家庭の特性を考慮し、家族の必要にあった運営及び親の参加を促す。こうしたプロジェクトの定義は、政治的側面が強く、地方議員の取り組みを必要とする。契約の目的は財政的な問題でもある。1993年以降、市町村は、契約あたり、乳幼児一人あたり、350フラン以上の費用の追加に取り組み、その終了までに、一人あたり年間1000フラン以上に達しなければならない。その代償として家族手当金庫は地方自治体の取り組みに応じて、新たに生じた費用の50-70%をカバーするサービス給付を支給する。こうして、契約時点において、年間一人あたり900フランを支出する市町村は5年後には1250フランとなる。この措置は多くの市町村を引き付けた。1988年から1997年までに、25万の追加的な乳幼児を受け入れるために、3967の市町村によって2200の契約がなされた。中小規模の市町村がまず取り組み、契約した市町村の86%は一万人以下の住民のそれであった。これは、財政上の制約のために、乳幼児のための取り組みが限られている農村市町村への支持を規定した、1993年の通達の結果である。金庫の、数度にわたる助成水準の増加に加え、サービス給付の率は、1995年以降、新たな支出の60-70%に達している。

最近の家族会議 *Conference de la famille* の後、政府は託児所への財政支援増額を決定している。これは、市町村に対して、乳幼児の受け入れ施設の増大を追及し、貧困家庭への平等なアクセスを保証する、という二つの目的に対応している。家族手当全国金庫の社会活動予算として1999年以降、新たに10億フランが追加されることになっている。

契約的措置の実施により家族手当金庫の任務が発展することになった。市町村は単なる財政上の支援だけに満足できず、技術支援についても要求している。乳幼児契約は、市町村に対し、その開発計画を作成するための職業的支援を必要とする。こうして、金庫は、社会活動サービスの機構を通じて支援される技術的支援を組織化することになった。こうした介入は多岐にわたり、市町村の現状診断、ニーズの探索、プロジェクトのフィージビリティ・スタディ、(法律、安全性など) 技術支援、情報提供、契約のフォローアップ、な

どが対象となっている。「乳幼児に関する技術コンサルタント」によって、一つのプロジェクトをめぐる、母子保護局から文部省に至る、すべての制度的パートナーを結集し、開発プログラムに全般的に取り組むことができるのである。

CNAF により支援される受け入れ政策は、保母に関する最近の方向付けも含む。この保育方式は多くの乳幼児に関わる以上、市町村が行う開発計画に統合されなければならない。こうした機構を発展させるために、「保母仲介サービス RAM」という新たな措置が考えられた。これは、極度に集積的施設に集中した乳幼児契約を補完する、個人的受け入れネットワークの支援措置である。この仲介は保母の下での保育の質と条件を改善することを目的としている。その財政支援は家族手当金庫、市町村、県が関与する。この新しいサービスを組織化する任務を担うフルタイムの振興者の賃金の40%に、RAMのサービス給付が該当する。RAMにより、様々なパートナーとの協調が生まれ、個人的受け入れとその他の保育施設、学校との連結が可能となる。1997年1月1日現在280のRAMがある。

(4) MSA とのパートナー関係

農業社会共済中央金庫 CCMISA も、農村部での乳幼児支援のための全国レベルでの措置に取り組んでいる。1986年にはじめて「乳幼児のための地域プログラム PLE」が制定された。このプログラムは、乳幼児契約にも参加している。この行動は農村における家族と乳幼児の生活条件の改善をもたらすことを目的としている。市町村や学校、NPO、家族や乳幼児のプロジェクトに関わるすべてのパートナーを結集させる。1986 - 1990年に、6万フランが、1991年以降8万フランが、MSAにより財政支援されている。この助成は、ニーズを評価するための地域診断、行動の計画化と実施、活動報告書の作成、という一連のプロジェクトの流れを支援する。1986 - 1990年までの実施されたPLEの内容は、農村青年の文化・レジャーアクセスを中心とし、保育に関わる行動は限られたものであった。最初の140のプログラムについて、13のみが0 - 5歳児に関わるものであった。MSAはその理由を、農村部における特別のメンタリティ（乳幼児の世話は家族、とりわけ母親の仕事と考えられている）に関連付け、これらが乳幼児のための行動を制約している、としている。

第4章 満たされないニーズ

(1) 保育場所の欠乏

どのくらいの乳幼児が保育を必要としているかを算定するのは極めて困難である。家族手当全国金庫CANFはその数を評価するための計算方法を提案し、これに基づいて多くの分析がなされている。それによれば、乳幼児人口と、母親の就業率、幼稚園通園人口、就業している母親により保育されている乳幼児の比率、これらをクロスさせるだけで十分なのである(CNAF, *L'accueil des jeunes enfants, document interne*, 1990)。

表：1990年における保育ニーズの評価

乳幼児の年齢	0 - 2 歳	3 - 5 歳	乳幼児人口	情報ソース
乳幼児数 a	225 万 8,800	227 万 5,100	453 万 9,900	INSEE
母親の就業率 b	65.1%	70.1%	67.0%	INSEE,RGP
保育ニーズのある子供の数 c	147 万 500	-	-	axb/100
働く母に自宅保育される子 d	26 万 9,100	-	-	INSEE
幼稚園通園児 e	27 万 6,500	226 万 7,400	254 万 3,900	文部省
潜在保育数	92 万 4,900	7,700	93 万 2,600 f	c-d-e
保育場所数	-	-	47 万 6,700 g	厚生省
不足数	-	-	45 万 5,900	f-g
カバー率	-	-	51.1%	gx100/f

CNAFにより O. David 試算

上の評価は乳幼児の年齢の格差を考慮している。つまり 3 歳時以上では 99.6%が幼稚園に通園しているからである。もちろん上の評価は大まかなものでしかないが、乳幼児 93 万 2,600 人が受け入れを必要としているのに対し、47 万 6700 が受け入れられているに過ぎず、受け入れ機関は半分しかニーズを充足していないということができよう。こうして、なお多くの家族は別の保育方式に頼ることになり、別の調査によっても(INSEE 家族調査)、3 歳未満の乳幼児の 7.2%が家族成員により保育され (16 万 2,600 人)、3.7%が無認可の乳母に預けられている (8 万 3500 人) ことが示されている。

なお CREDOC の調査によれば、1990 年に、国民の 8 割は施設数の不足を訴えていた (25 - 39 歳層では 85%、働く女性では 87%) (CREDOC, Collection des rapports,no.156)のである。

(2) 家族の期待

家族はどのような保育方法を望んでいるのであろうか。1997 年において、両親の 32%は認可された保母による保育を望み、23%が祖父母へ預けることを望んでいる。集合的保育施設はそれほど両親に希望されず、74%の家族は個人的保育 (認可・無認可の保母、祖父母、第三者による自宅での保育) を希望している。

表：1993年と97年の保育の希望と実際

	1993年	1993年	1997年	1997年
	希望	実際	希望	実際
認可保母	29.1	24	32	30
無認可乳母	6.4	21	4	17
祖父母	27.2	28	23	26
集合託児所	18.2	11	22	12
自宅保育	8	7	15	8
家族託児所	5.2	2	2	2
パート託児所	1.5	7	1	2
その他	1.8	-	1	3
わからない	2.6	-	0	0
全体	100	100	100	100

Source; CREDOC

もつとも、こうした数字は家族の間での大きな格差を隠蔽してしまう。母親の職業的地位と学歴水準などが格差をもたらす要因である。

・母親の就業：

就業している母親は認可・無認可の保母への依拠が多く、祖父母よりも自宅での保育が多い。また、子供が病気でも預かってくれるような、時間的にもあまり厳格でない保育方法を求める。また、あまり安定せず、給与水準も高くない職業に従事している母親の場合、個人的保育方法へと向かうが、祖父母に預ける機会も多い。あまり資格水準の高くない、労働者ないしサービス従業員の母親の場合、集合的保育施設よりも保母を選択する。高い資格を有する母親の場合、子供の教育への関心が高いのが特徴である(Institut Regional du Travail Social de Haute-Normandie, *Celles qui travaillent et celles qui gardent leurs enfants*, 1989)。

・学歴資格

学歴資格を有する母親は、集合的施設、とりわけ託児所を選択する。保母や両親による保育を上げる母親は、学歴資格水準の低下と比例して低下する。高学歴水準の母親は、より自宅での保育者の雇用を最も利用する。

・職業

集合託児所は管理職層及び中間層、とりわけ公務員の母親に関連する。それに対し、労働者、従業員、農業経営者は個人的解決、とりわけ家族成員による保育、次いで保母による保育に依拠する。自宅で、人を雇用して保育を任せるという解決法は、管理職層や企業主などの裕福な層にしばしば見られる。他方、保母はほとんどすべての職業に関わる。

第5章 乳幼児の空間的配置

一般的に乳幼児の人口は都市部に集中し、農村は高齢者人口の増大が見られ、都市が人

口行動に与える影響が顕著である。都市はその就業機会により青年男女を吸収し、その結果乳幼児人口も都市部で増加する、という一般的な解釈が成り立つ。

1975 - 90年のフランス全体の乳幼児人口比を見ると、二つのフランスを対比することができる。一方で、南西部やサントル、地中海沿岸のすべての県を含む南フランスが、常に乳幼児人口比が全国平均より低い。それに対し、ブルターニュやペイ・ド・ラ・ロワールから、パリ地方を経て、ローヌ・アルプ州に至る、いわゆる7の字地帯では乳幼児数が相対的に多い。

ところが、人口の著しいのびが見られるのに乳幼児数の伸びにつながらないような県が見られる。こうした県は西部諸県（ブルターニュ州東部、ペイ・ド・ラ・ロワール）や南西部（ランド県、ピレネー・オリエンタル県）、ブルゴーニュ州が該当している。これは明らかに高齢化と関連している。

パリ地帯や地中海南東部（アルプ・マリタイム県、ガール県、ヴォークリューズ県）、ローヌ・アルプ（ローヌ、ドローム、イゼール県）、北部（ノール県、パ・ド・カレ県）では都市化率が高く、乳幼児人口比率も高い。他方、フランス中央部（カンタル、クルーズ、アリエ、コレーズ）南西部（ジュール、ドルドーニュ、ロト）、大西洋沿岸部（コート・ドール、ヴァンデ）では、人口移動による増減率よりも、乳幼児の人口増加率の方が少ない。これは退職者の流入による。こうして、全体としては都市化率の高い地域では、農村部よりも人口流入が多く、人口の自然増も多くなる。

また乳幼児人口増加率と自然増加率、人口移動、これらが乳幼児の人口動態に影響を与えるいくつかのタイプを析出することができる。

タイプ1：全般的に低減しつつある乳幼児人口。サントル、北東部、南西部、西部の諸県。さらにこれは二つに下位分類できる。1a：人口の自然増も移動も全国平均より低い。1b：人口移動は全国平均より高い（北部及び東部）。

タイプ2：全国平均よりもやや高い乳幼児人口増加率。自然増加が多く、しばしば人口の吸収によってさらに増加している都市化率の進んだ県。

タイプ3：乳幼児人口が極度に高い県、自然増加も人口移動も多い。パリと地中海南東部。

（あ）ブルターニュの例

1975 - 1990年まで、ブルターニュの人口は、フランス全体の人口動向と同様増加し続け、260万から280万人になっている（7.7%増、年率0.5%増）。しかし乳幼児人口は逆に、減少し続けており（15.8%減少、年率1.14%の減少）、高齢化を示している。

表：ブルターニュ州の乳幼児人口比率の変動

	75-90年の人口増加率	75-90年の乳幼児人口増加率	75年乳幼児人口比率	90年の乳幼児人口比率
コート・ダルモール県	2.7	-22.2	8.08	6.12
フィニステール	4.1	-16.6	8.01	6.42
イル・エ・ヴィレーヌ	13.7	-12.6	9.05	6.96
モルビアン	10.1	-13.2	8.51	6.71
州全体	7.7	-15.8	8.42	6.58

Source:INSEE

先ほどの3つのタイプに分ければ、乳幼児の減少が全国平均より著しいので、州全体がタイプ1に該当する。コート・ダルモール県とフィニステール県は、自然増加率も人口流入も全国平均より著しく低いのでタイプ1aであろう。他方、イル・エ・ヴィレーヌ県とモルビアン県は、自然増加率も相対的に高く、人口流入も多いためタイプ1bに属することになる。

これらの状態はこの州の全般的な高齢化と関連している。1975年から90年に、フランス全体で平均年齢が34.5歳から36.4歳になっており、同州でも34.6歳から37歳となっている。しかし同州内部でもコート県とイル県とを両極端とする格差が存在し、前者は高齢化が著しく進行している。これは60歳以上での増加による。すなわち、高齢化への寄与の度合いで見ると、人口移動が県平均年齢を2.1歳押し上げている。実際2~30年前の若者のパリへの大量の流出が、今になって高齢者の逆流を示しているのである。それに対しイル県は唯一、人口流出が人口の若返りに寄与しているのである。

表：ブルターニュ州人口動態

	75年平均年齢	90年平均年齢	75-90変化	人口移動	自然増
コート県	35.8	38.9	3.1	2.1	1.0
フィニ	35.6	37.7	2.1	1.1	1.0
イル	33.0	35.1	2.1	-0.1	2.2
モルビアン	34.2	36.8	2.6	1.3	1.3
州全体	34.6	37.0	2.4	1.0	1.4

Source : Jacquot Alain

(あ) 都市と農村

より詳しく見てみよう。乳幼児は一般的に、20 - 39歳層が多数いる地域に多い。したがってそれは都市や都市近郊の市町村であり、逆に農村部の市町村では乳幼児の人口は少

ないことになる。ブルターニュ州における観察が示すのは以下のように差異化された、都市の人口現象への効果である。

- ・街の規模が乳幼児人口の集中度に影響を与えている。5万人以上の都市規模地帯が同州の4分の1の乳幼児人口を集めている。プレストやレンヌが同州の16%を集めているのを筆頭に、徐々に人口規模が低下するに応じて乳幼児人口の集中度も減少している。
- ・1975年から80年にかけては、中心的都市に乳幼児人口が集中していた。しかしそれ以降、都市周辺部にこの人口割合がより多くなっている。1万～5万人規模の都市が乳幼児人口割合を著しく減少させ、逆に5万～20万人規模の町と5000～1万人未満の都市が相対的に乳幼児人口を維持している。

都市部における乳幼児人口（1990年）

人口規模	乳幼児人口比率	82-90年の乳幼児人口増減率
>200,000	6.6	-1.60
50,000-200,000	6.9	-0.60
20,000-50,000	6.4	-1.33
10,000-20,000	6.1	-1.91
5,000-10,000	6.7	-0.05
<5,000	6.3	-1.03
都市全体	6.5	-1.09
農村全体	6.6	-0.42
人口全体	6.6	-0.81

INSEE、RGP1990

農村部は特に興味深い特徴を示している。そこでは農業活動のみならず、居住、工業、ツーリズムやレジャーといった様々な活動が行われており、もはやかつてのようなイメージでは捉えられない。1982年から1990年にかけて州全体の人口は0.5%増加したが、農村部での増加率は0.44%、都市部では0.54%であり、農村部で人口過疎化の顕著な進行は見られない。しかし、一概に農村部を論じることはできない。農村最深部と都市の周辺に位置する農村部では事情は全く異なる。後者の場合、同じ期間での人口増加率は0.65%であり、農村部の人口増は、この部分が担っていることになる。

農村部における乳幼児人口（1990年）

市町村タイプ	乳幼児人口比率	1982-90年乳幼児増減率
ZPIU 以外	5.8	-0.02
ZPIU	6.8	-0.49
農村人口全体	6.6	-0.42
都市人口全体	6.5	-1.09
人口全体	6.6	-0.81

ZPIU：産業ないし都市集積地帯。

Source:INSEE

なるほど 1982 年から 1990 年までにブルターニュ農村の乳幼児人口数は減少している。しかしマイナス 0.42%という減少率は、都市のそれ（マイナス 1.09%）ほどではない。また、農村部の乳幼児人口比率は都市のそれよりも多いほどである。1982 年には都市の乳幼児人口比率は 7.5%、農村部のそれは 7.1%であったのである。20 - 30 年にわたる農村流出の後に、農村人口の安定化が見られたとも言える。

第6章 不平等なニーズの充足

乳幼児の受け入れについては、県毎の格差が見られる。1983 年以降、地方自治体が社会領域における権限の一部を引き受けることになっており、受け入れ施設を増やすことについては、県も市町村も義務を負わないのである。県の唯一の義務は、母子保護局 PMI の組織化と乳幼児社会扶助である。乳幼児・家族政策の内容となると、地方議員の意欲によるところが大きい。乳幼児に関する予算についてみても、全国レベルで見て、県によって、1 対 4.5 の開きがある。

こうした県毎の取り組みの格差は何に由来するのであろうか。まず、都市化率（県の総人口に占める ZPIU 人口の比率）に応じた格差が見られよう。全国をこの規準に応じて区分してみよう。都市化率が 87%を超える 12 の、人口集積地（パリやリール、リヨン、マルセイユ、ニース）を含む県が、保育設備の 29.4%を占め、内 12%はパリである。もっとも、保育タイプにも大きな特徴が見られる。こうした県は集合的保育施設が発展しており、伝統的な託児所の 57.3%を占め、家族的託児所の 44.3%、つまり集合保育施設の 47.5%を占めるのである。逆にこれらの内 11 の県は保母の 20.8%しか占めておらず、個人的な受け入れ方式は余り多くはない。これに対し、都市人口が農村人口より少ないような県では（以下の表では第 4 カテゴリー）、保育設備の 9.4%しか占めておらず、集中度合いも著しく低い。都市化率の低下に伴い、集合的受け入れ施設の割合が低下するのが見られカテゴリー1 では 52%、カテゴリー4 では 16%となっている。伝統的な、または家族的な、集合的託児所は都市化率の高い地帯で、パートタイム託児所、多目的設備はカテゴリー2 及び 3 で多い。また、50 の県を集めるカテゴリー3 は、農村色が強く（ブルターニュ州やロワール地帯、ブルゴーニュ、アルプス地帯、ピカルディー、シャンパーニュなど）、完全に近い施設整備率をほこる。全国受け入れ施設の 40%を占め、家族的託児所の 28.8%、パートタイム託児所の 36.3%を占めるが、それでも保母の割合が多い。

表：県の都市化率と受け入れ施設の集中（1996年）

	カテゴリー1	同 2	同 3	同 4	全体
県都市化率%	87-100	74-87	50-74	50%未満	74
該当する県数	12	14	50	20	96
幼稚園以外					
・集合託児所	57.3	17.0	21.7	4.1	100
・家族託児所	44.3	21.6	28.8	5.3	100
・パートタイム	37.5	21.8	36.3	4.5	100
・多目的	32.5	29.2	31.9	6.5	100
・保母	20.8	21.6	46.0	11.6	100
設備全体	29.4	21.2	40.0	9.4	100
・集合設備	47.5	20.4	27.5	4.7	100
・個別設備	20.8	21.6	46.0	11.6	100
家族手当金庫					
・託児所契約数	26.6	31.6	33.6	8.2	100
・託児所契約 2	48.0	20.2	26.7	5.1	100
・乳幼児契約	20.1	22.4	45.6	11.9	100
幼稚園	31.8	21.4	38.0	8.8	100
3歳未満 1000人につき 受け入れ設備数	486	533	579	607	541

O.David、Source:INSEE, CAF, Ministere des Affaires Sociales, Mini. Edu. Natio
(託児所契約 2 は契約により実際に創出された設備数)

上で見るように、都市化率の高い県の市町村は、その財源のおかげで、費用のかかる集
合的設備への投資を可能としている。当然ながら受け入れ設備全体を通じて、都市化率の
高い地帯が設備は充実しているが、それでも、大西部、とりわけロワールアトランティッ
ク県やイル・エ・ヴィレーヌ県は設備の顕著な充実が観察されている。都市化率の高い県
とは異なり、こうした西部の諸県は集成的設備（託児所やパートタイム託児所）よりもむ
しろ、保母の割合が高い。集成的設備が完備されているのはパリ周辺地帯、地中海地帯、
ジロンド県、北部、アルザスなどであり、他方、個別的受け入れは、大西部や南西部、ロ
レーヌ、シャンパーニュ、農村部の諸県で活用されている。また、3歳未満の乳幼児受け入
れ可能数（乳幼児 1000 人に対する受け入れ設備数）でみると、中西部、ブルゴーニュで顕
著に充足されているのに対し、乳幼児比率の高い諸県ではあまり充足されていない（北部、
地中海地帯）。コレーズ、カンタル、ロト・エ・ガロンヌ諸県は乳幼児数が顕著に少なく、
その結果充足度が高くなっている。一般的に都市化率の高い県ほど、受け入れ設備数が多
いにもかかわらず、ニーズを満たすに至っていない。イル・エ・ヴィレーヌ県、ロワール
川流域、パリの何西部などでは充足率が高くなっている。

(あ) 公共政策の効果と契約的措置

家族手当で全国金庫の契約的手法に基づいた開発政策は以下のようなメカニズムを通じ

て、ニーズの充足度における不均衡に影響を与えている。

- ・託児所契約は都市部への設備の集中を強化した。契約の3分の1は都市化率が50 - 74%に属する県であるのに対し、87%以上の都市化率の県は契約数は26.6%しか占めていないものの、契約により設置されたあらたな設備の48%を占めている（上の表を参照）。こうして集合設備の都市部への集中が見られることになる。農村部はこうした契約の恩恵にあずかっていないのに対し、パリは、新たに5317の受け入れサービスを創出しており、これはカテゴリー3の46県に匹敵し、新たに創出された設備の4分の1を占めている。このように全国的な措置は国土全体での不均衡を増大させていることがわかる。つまり、契約した県に必要とされる財政支出は大都市への設備の集中を促し、農村部はこの措置にはあまり統合されていない。多くの県がこの措置には参加していない。
- ・乳幼児契約は契約側にとってよりフレキシブルな解決方法であり、中規模の都市や農村が家族手当全国金庫の措置に取り組むことを可能とする。カテゴリー3に属する県が45.6%の契約数を占めている。この措置の場合、新たに設置された設備の数についての情報はない。というのも、この措置は質的改善、研修活動、サービスの改善と調整なども対象となっているからである。しかも、託児所契約の場合では一件も契約しない県が多く見られたのに対し、乳幼児契約ではすべての県が契約をしている。また1県につき30件以上の契約を行った県は、むしろ都市化している県である（ノール、ローヌアルプ、ヘロー、オート・ガロンヌ、フィニステール、ジロンド、ピレネーアトランティック、パリ北部）。

こうして、家族手当全国金庫による全国的措置では乳幼児受け入れ設備の不均衡を解消できないことがわかる。むしろ、こうした傾向が、県の取り組みによっていっそう拡大することもありうる。分権化によって県の担当部局が再編され、全国レベルでの比較を行うためのデータを取得するのが困難であるとしても、県議会の社会領域への助成に関する数字によれば、例えば1992年にオートロワール県では住民一人あたりに『乳幼児・家族』関連政策に117フランを支出しているのに対し、ノール県では494フランであり、このように県によって大きな格差が見られるのである。この領域への支出額が多い県は、都市化率が高く、この領域での問題を抱えていたり、この分野への意欲的なイニシアチブが存在する県である。

第7章 乳幼児契約による農村での育児支援

以下では、これまでのO.Davideの議論を離れて、乳幼児契約に的を絞り、こうした契約化の手法がとりわけ農村部での保育支援にどのような効果を持つかを見てみよう。つまり具体的に、家族手当金庫と市町村との間で、乳幼児を巡る契約関係の進展について検討してみたい。以下では乳幼児契約の実態を紹介しよう（Familles Rurales, no. 502, 2000）。

(1) 幼児契約とは

これは家族手当金庫と一つないし複数の市町村との間での契約であり、その目的は、0 - 6歳までの乳幼児の受け入れのための、全体的で、調整された活動を促進することである。またそれは3 - 5年の契約期間の終了時点で達成すべき目的を作成する。市町村が自ら行うか、またはいずれかの協会により行われる乳幼児支援施策について、市町村の支出額の一部を家族手当金庫が肩代わりする、乳幼児サービス給付の支給である。

家族手当金庫は次の三つの目的に対応する契約に調印する。すなわち、受け入れ方法の質、その普遍性（母親の職業が何であれ、地域の住民全体のニーズに対応しなければならない）、その所得のいかに関わらずすべての家族にアクセス可能であること、である。

(2) 乳幼児契約の実績

乳幼児契約の半分は住民5000人未満の市町村で行われている。これは乳幼児の受け入れ施設の整備のために多くの市町村を支援してきた。

集会的保育機関に受け入れられている乳幼児の46%はイル・ド・フランス州に在住している子供たちである。1988年に制定された乳幼児契約の存在がなければ、大都市と農村部での格差はもっと大きくなっていただであらう。その制定以来、6000の市町村が関与し、6歳未満の乳幼児の6割がその恩恵を受けている。この措置は依然として発展しており、毎年250の新たな契約がなされ、1988年には92の契約がなされたのに対し、1998年には新たな契約が2621件、契約更新が2361件であった。この契約はその終了後再度新たな期間について更新できるが、目的が新たに設定される場合は、新たな契約を締結することも可能である。

10年間に締結された契約4982件の内、半分は5000人未満の市町村に関わっており、1122は一つの市町村による契約、202は市町村連合によるものである。1998年に、契約した市町村は11億5500万フランの家族手当の助成を受けている。またこの1998年は市町村連合の取り組みが多く見られた年でもあった。なお、6歳未満の乳幼児450万人の内、250万人は、契約が行われている市町村に居住しているのである。このように平均のカバー率は60%であるが、家族手当金庫により格差が見られる。

(3) 外保育の発展

伝統的な受け入れ設備の発展がまず追及される。すでに3万500の受け入れ設備がこの措置の制定以降、創出されている。1996年以降、25万人の乳幼児が新たに課外受け入れ設備に受け入れられ、40万人が放課後の余暇設備に受け入れられている。新たな行動が多角化しているとはいえ、市町村の主たる投資は伝統的な設備に関わり、とりわけ3歳未満の乳幼児の受け入れに関わる。年間、6歳未満乳幼児1人につき、追加的支出を100フランとすれば、市町村は以下の支出を行う。すなわち、3歳未満の乳幼児のための古典的な受け入れ機関に62フラン（託児所に34フラン、多目的受け入れ施設に12フラン、パートタイム受け入れ機関に16フラン）、課外受け入れ及び水曜日、週末の課外受け入れに25フラン、保母派遣サービス（RAM）に4フラン、子供及び親の受け入れ機関・教育活動に4フラン、

調整業務に 2 フラン、研修・情報提供に 3 フランである。

(4) 財政援助率の増加

市町村の追加的な平均支出額は、乳幼児 1 人について 200 フランである。契約市町村の 19% は 200 フラン以下であり、22% が 200 - 500 フラン、23% が 500 - 1000 フラン、36% は 1000 フラン以上である。市町村の新たな支出の共同負担率は、当初 30 - 50% であったが（契約の更新率などにより異なる）、1995 年には 50 - 70%（5000 人以上の市町村）、60 - 70%（5000 人未満の市町村）となっている。1999 年時点で、10 億フランの追加的支出、550 万フランの県議会の補助金に対して、家族手当金庫は 5 億 600 万フランのサービス給付を支給している。1997 年から 98 年では、5000 人未満の市町村の平均補助率は、49% から 54% に増加し、一人あたり平均 616 フランから 743 フランに増加している。

(5) 乳幼児契約の支援対象

以下の活動が乳幼児契約の共同負担の対象である。

- ・ 3 歳未満の乳幼児の受け入れ機関（集合託児所、家族的託児所）。
- ・ 6 歳未満の児童のためのパートタイム受け入れ機関、家族的託児所、放課後の課外受け入れ機関（定期的なものであろうとその時々のものであろうと）、認可された保母の派遣サービス、巡回託児所
- ・ 12 歳未満の子供の課外受け入れ機関
- ・ 保母の派遣サービス
- ・ 乳幼児を対象としたサービスに関わる要員の研修活動
- ・ その他

(6) 乳幼児契約のパートナー

契約に先立って、市町村の様々なパートナーが協調する。

- ・ 議員、親、保母、NPO、家族手当金庫、県厚生部 DDASS、母子保護局 PMI 等。

(7) 補助

家族手当金庫は運営費の一部を乳幼児サービス給付の形で、市町村に対し追加的な補助を行う。

(8) 農村部での乳幼児支援の事例

以下では農村での乳幼児支援施策についていくつかの事例を紹介しよう(Le Journal de l'Action Sociale, novembre 1997)。

1) サルト県の巡回パートタイム託児所

サルトル県ルマン市に近いコンリ郡はベビーバスを導入した。これは月曜日にはラヴァルダン地区、水曜日にテニー、次いでドムフロン、木曜にコンリというように、移動する巡回パートタイム託児所である。この村の乳幼児人口は非常に散らばっているのである。

1994 年 7 月に行われた調査によって、巡回範囲の確定がなされた。調査された 300 家族の内、80 がこのプロジェクトに関心を持った。村会議員や社会センターの諮問委員、家

族の代表からなるパイロット委員会が成立した。県厚生部 DDASS、家族手当金庫 CAF、農業社会共済 MSA、全国国土整備基金 FNADT、農業共済連合グループ GROUPAMA 等の参加により、30 万フランの資金が調達され、95 年 10 月 1 日から最初のベビーバスの巡回が始まった。

特別仕様のこのバスは、乳幼児のニーズにマッチしており、6 つのベッドと二つのトイレ、一つのテーブル、一つの浴槽等がそろえてある。このバスは、村が自由に使える余暇施設の付近に駐車する。乳幼児担当の教員と保母が受け入れを担当するこの託児所は 3 歳から 6 歳までの、12 人を限度とする規模である。2 年の経験を経て、このバスは定期的に巡回回数が増加している。現在平均 50% の定員を満たしている。これは他のパートタイム託児所にくらべて良いほうである。例えば木曜の朝、コリンの巡回では定員が埋まっている。「このサービスを始めるのに丸 1 年かかったよ。あまり知られていない、パートタイム託児所を説明しなければならなかったし、子供を預けることに罪悪感を観じていた母親たちの心理的抵抗感を解きほぐさなければならなかったしね。実際、この託児所を利用している母親の 52% は働いていないよ。それでも徐々に信頼してもらえるようになったよ」と教師のカリーナは言う。彼女にとってこの巡回は仕事をより刺激的なものにしているようだ。「私たちは異なった場所に自らを調整しなければならないために、ルーティーンに陥っている余裕はありません」という。1999 年の予算は 19 万フランほどで、昨年より少し減少している。というのも、すでに必要な投資は実現しているからである。家族の掛け金は 1 万フランだけである。料金は 1 時間 10 フランで、4 時間 25 フランである。このままでは赤字になるが、それでも巡回範囲の拡張は利益をもたらすため別の二つの郡と調整中である。またコリン郡だけでも、年間 100 から 110 の出生が見込まれており、人口動態予測からも今後もこの託児所サービスは続けられると考えられている。

2) ドゥ・セーヴル県ムル郡の事例

家族手立て金庫が乳幼児契約を通じて、パートタイム託児所、パートタイム遊具貸し付け施設を設置することになった。また子供の学習と並んで、親同士の育児情報の交換の場所となることを目的としているのも特徴である。1996 年 1 月から週に 1 回、半日の割合で開所されて以降、すぐさま回数もより頻繁になった。同年 6 月には 50 の家族がこの設備を利用するようになっている。

当初、期限を限った乳幼児教師と課外活動担当教師を雇っていたが、より長期の雇用に切り替えることになった。さらに、これに移動図書館などが加わることになった。また、保母の抗議を避けるために、あまりパートタイム託児所については明言せず、幼児教育を目的としている。また、サービスを増加させるために、地方議員にも働きかけた。こうしたサービスは若い家族の維持に貢献することが強調された。9 つの郡からなる市町村連合がこの取り組みに合意し、4 万フランを助成することになった。こうして、この額では不十分であったため、乳幼児契約を締結することになり、1996 年 12 月に、家族手当金

庫からの助成を得られることになったのである。この助成プログラムは、すでにある設備の拡充、移動式託児所、保母派遣サービス RAM を対象としている。この市町村連合にとって、この乳幼児契約は年間、25万フランの財政支出をもたらすことになった。運営費は自治体と家族手当金庫が均等に分担することになっている。さらに、トラックの購入や書籍・おもちゃの購入などのための資金が必要になっている。60万フランほどの資金が必要であるがうち6割はすでに得られている。移動式おもちゃ貸し出し施設のためのトラックの購入に伴い、徐々に設備は整っていった。「こうしたサービスは長い鎖の一つの環をなしている。この設備によって乳幼児が地域に維持され、この子たちは学校に通うことになる。どの村長も自分たちの村の学校の閉鎖を望んではいないのだよ」と担当者は語っている。

2) NPO による農村での乳幼児支援施策（「農村部での家庭支援協会」ADMR）

以下では、農村部での NPO による保育支援事業を紹介しよう。「農村部での家族支援協会」Aide a Domicile en Milieu Rural, ADMR が、こうした NPO の代表としてあげられよう。この協会は、日常的なお互いの助け合い、身近な場所での雇用創出を目的に、1945年に発足した。具体的には、家事支援や自宅での乳幼児の保育、乳幼児保育施設（託児所、パートタイム託児所等）の運営、老人介助等を行っている。

現時点での実績は、3万4000の市町村を対象に、3000の支部がある。組合員は23万人でボランティア10万人で、5万2000人の被雇用者が、毎日32万6000人を対象に、4200時間の支援を行っている。5万2000人の被雇用者のうち、3万6700人が自宅支援、1700人が社会領域などの技術者、2000人を超える介護者、1000人の管理者からなる。

このサービスを利用する人々の内訳は、17万人が高齢者、4万2350人が家族支援、5000人が障害のある人、4万人が看護を必要とする人等である。

とくに保育サービスについて補足しておこう。託児所やパートタイム託児所、農村巡回託児所、課外保育などがこれに該当する。まず、自宅での子供の保育については、親の不在時に、夜でも昼でも、毎日、あるいは週のうち何日か、保育することである。この支払いは、社会保険等（家族手当金庫や農業者社会共済、県議会など）により費用の一部が支払われる。さらに、乳幼児保育については託児所やパートタイム託児所、余暇センターなども運営している。例えば託児所やパートタイム託児所については、家族手当金庫により支給される財政援助がある。また税金の25%が割引される。

おわりに

O.Davide の議論を中心に、フランスの育児支援についてみてきたが、1980年代以降の地方分権化の動向と関連して、地方自治体・NPO による当該領域での積極的な取り組み

が見られることが明らかとなった。地方レベルでの具体的な取り組みの検討を、今後の研究課題として本稿を締めくくりにしよう。

ケベックにおける出産手当制度の政策的効果

——第3子出生の比例ハザードモデル（再分析）——

赤地麻由子

はじめに

1960年代以降、カナダにおける出生率は大きな変化を経験した。カナダ統計局の1997年人口統計報告書によると、こうしたカナダにおける出生率の変化は、特に第3子以降の出生率と大きく関係している。すなわち第1子、第2子を持つ女性の割合はコーホートを通してあまり変化していないのに対し、第3子を持つ女性の割合は急速に減少している。

こうした近年の動向を踏まえて、同報告書では、第3子出生の比例ハザードモデルから第3子を持つ女性の特性について検討を行い、そのうえで1988年から1997年9月まで実施されたケベック州の出産手当制度(Baby Bonus Program)の政策的効果について分析している。ケベック州の出産手当制度は、第1子が500ドル、第2子が1,000ドルであるのに対して第3子は8,000ドルと、高出産力を促進することを目的とした珍しい施策のひとつである(平成11年度報告書、p328)が、こうしたケベック州の出産手当制度を再検討することは、日本の家族政策の方向性を考えるうえでも重要であろう。

したがってここでは、1995年GSS調査のデータを用いて、カナダ統計局の1997年人口統計報告書における第3子出生の比例ハザードモデルの再分析を行った。以下にその結果について示す。

なお次年度には修正モデルの検討を行う予定である。

1. 第3子出生に影響を及ぼす人口学的、社会経済的、文化的要因

1997年人口統計報告書の分析では、2人の子供を持つ女性の第3子出生に影響を及ぼす要因として、人口学的、社会経済的、文化的側面から以下の変数を採用している。

1-1.人口学的要因

- ①出生コーホート：1944年以前／1945～1954年（ベビーブーム前半）／1955～1964年（ベビーブーム後半）／1965年以降
- ②第1子出産年齢：24歳まで／25～29歳まで／30歳以上
- ③第1子出産～第2子出産までの期間：30ヶ月（2年半）未満／30ヶ月（2年半）～54ヶ月（4年半）未満／54ヶ月（4年半）以上
- ④第3子出生時点の婚姻関係：既婚／同棲／その他